

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」 スクリーニング検査助成事業交付要綱

令和6年3月29日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）を早期発見し適切な治療を促すとともに、点呼時の健康管理等を通じて、交通事故防止及び労働災害事故防止を図ることを目的に、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行う助成金交付事業について必要な事項を定める。

（資格・要件）

第2条 兵ト協及び全ト協は、会員事業者（以下「会員」という。）に対して、兵庫県内における会員事業所に在籍する選任運転者が、次の第3条に定める指定検査・医療機関において当該年度にSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

（指定検査・医療機関）

第3条 兵ト協及び全ト協は、『トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程』に基づき、検査・医療機関を指定する。

（助成対象の検査）

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次の検査とする。

- （1） 第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- （2） 第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

（助成額及び上限等）

第5条 兵ト協の助成額は、次のとおりとする。

なお、一会員あたりの助成人数の上限は、100名とする。

- （1） 第一次検査費用の半額（上限 500円/人）
- （2） 第二次検査費用の半額（上限 2,000円/人）
- （3） 第一次検査および第二次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限 2,500円/人）

ただし、パルスオキシメーターのデータ取得不備等による再検査費用は助成の対象としない。

2 全ト協の助成額は、兵ト協と同様とする。

（検査の予約・受診）

第6条 第7条の請求をおこなう会員は、検査にあたり、別に定める「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出するものとする。

- 2 会員は、前項の申込書兼委任状の写しを保管し、受診者が申込書兼委任状の写しを求めたときは、当該者の欄のみ写しを交付するものとする。
- 3 指定検査・医療機関及び会員は、申込書兼委任状について、個人情報保護法に基

づき目的外利用、紛失及び流失などが無いよう充分注意する。

(助成金の請求)

第7条 会員は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】（以下「実績報告書」という。）」に指定検査・医療機関の検査明細書（受診者名簿）の写し及び領収書の写しを添付し、兵ト協に提出するものとする。

なお、実績報告書の提出期日は、別に定める。

2 前項の提出期日に係わらず、助成限度額（予算）に達し次第、受付を終了する。

(助成金の交付)

第8条 兵ト協は、前条による実績報告書の提出があったときには速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは全ト協と協調して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(検査の結果報告)

第10条 会員は、第7条に規定する助成金の支払い請求を提出後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、実施要領で定めるところにより全ト協に報告するものとする。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第11条 指定検査・医療機関は、別に定める「検査の実績と受診者の判定比率【様式1-5】」「要精密検査と判定された方の治療状況等の報告【様式1-5】」を、別に定める期日までに兵ト協に報告するものとする。

(その他)

第12条 本要綱に記載のない事項については、全ト協と協議し対処する。

(附則)

本要綱は、令和6年4月1日から適用する。